

令和4年度

第10回 農業委員会総会議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

## 第10回 市川市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年1月10日（火）午後1時30分～午後2時18分

2. 開催場所 市役所第二庁舎 4階 大会議室2

3. 農業委員 出席委員 9人

会長 10番 石井 克己

委員 1番 小川 治夫

2番 小沢 伊知郎

3番 石橋 弘嗣

4番 石田 まさ子

5番 宇田川 忠好

6番 太田 裕士

7番 板橋 利行

9番 石井 利和

欠席委員 1人 8番 石井 文夫

4. 農地利用最適化推進委員 6人 1番 久保田 章

2番 富田 憲一

3番 岡本 好夫

4番 石井 玄德

5番 大滝 與鷹

6番 平田 秀行

5. 議事日程

1 議事録署名委員の指名

2 会議書記の指名

3 付託調査班（委員）の指名

4	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
	議案第4号	農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について	1件
	議案第5号	生産緑地に係る農地の主たる従事者の証明願について	2件
	報告第1号	農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について	2件
	報告第2号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について	
		(事務局長専決分)	39件
	報告第3号	農地所有適格法人の報告について	1件
	報告第4号	地目変更登記に係る回答について	1件
	報告第5号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	6件
	報告第6号	農地の所有状況調査集計について	

#### 6. 農業委員会事務局職員

局 長	藤城 久保
次 長	館野 裕之
副主幹	吹上 裕三
主 査	大山 幹夫
主 任	地村 環
書 記	土田 啓介

## 7. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和4年度第10回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、石井文夫委員から欠席の連絡を受けております。農業委員10名中9名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席5番の委員、議席6番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の吹上副主幹、大山主査を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第3班で、議席5番の委員、議席6番の委員です。</p> <p>農政関係は、第1班で、議席1番の委員、議席2番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第5号までと、報告第1号から報告第6号までを議題といたします。</p>

	<p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p>
議 長	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局長。</p>
事 務 局 長	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」  今回の申請は、1件でございます。  議案の1、2ページをお願いいたします。  申請受付日は、令和4年12月16日でございます。  申請地は柏井町で、地目は畑、面積は621平方メートル、外3筆で、合計面積は2,312平方メートルです。  区域区分は市街化調整区域です。  申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。  説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。  調査結果につきましては、ご報告をお願いします。</p>
議席4番の委員	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、議席4番の委員。</p>
議席4番の委員	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、  現地調査は、令和4年12月27日に農地調査班第2班と区域3を担当する農地利用最適化推進委員で行いました。</p>

	<p>譲受人は、主に梨を栽培している兼業農家の方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。</p> <p>取得後は、梨を作付けするとのことでした。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は250日、取得後の経営農地の面積においても、農業委員会が定める下限面積の50アールを超えており、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	<p>なし。</p>
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p>

各 委 員	<p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>
議 長	<p>異議なし。</p> <p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p>
事 務 局 長	<p>次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
議 長	<p>はい、議長。</p>
事 務 局 長	<p>はい、事務局長。</p>
議 長	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は1件でございます。</p> <p>議案の3、4ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和4年12月20日でございます。</p> <p>申請地は高谷で、地目は畑、面積は1,921平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>転用目的は、貸駐車場にするものでございます</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席3番の委員	<p>はい、議長</p>

議 長	はい、議席3番の委員。
議席3番の委員	<p>議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、  現地調査は、令和4年12月27日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、市川南インターチェンジの東側、おおむね400メートルに位置しており、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、農用地区域内にある農地以外の農地であって、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、周りをH鋼と石板で囲い、土砂の流出を防止します。また、埋め立てはせず、敷地内は整地、転圧後、砂利敷きとします。</p> <p>雨水については自然浸透させ、汚水・雑排水はありません。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と思います。</p> <p>報告は以上です。</p>
議 長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	はい、議長。
議 長	事務局。
事 務 局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>申請人は、市内に居住する個人です。</p> <p>運送業を営む法人が事業拡大に伴う車両増車の予定があり、既存営業所に</p>



	<p>近いことや手狭になったこと、申請地は京葉・湾岸・外環の3本の高速道路に近くアクセスが良いことから駐車場として使用したい旨の要望があったことから、申請に至ったものでございます。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用につきましては、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議席5番の委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、議席5番の委員。</p>
議席5番の委員	<p>申請地は、県道にすべて接していると思いますが、申請図面上は、一部しか接していないように見えますが、いかがでしょうか。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>申請地は、図面上一部しか県道に接していないように見えますが、県道にすべて接しております。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p>

議席5番の委員	はい。
議長	他にございませんか。
議席9番の委員	はい、議長。
議長	はい、議席9番の委員。
議席9番の委員	周辺農地への影響はありますか。
議席5番の委員	はい、議長。
議長	はい、議席5番の委員。
議席5番の委員	申請地の両側は、すでに転用され農地でなくなっている所以特に影響はございません。また、県道反対側の農地は、県道の幅員も広いので影響ありません。
議長	よろしいですか。
議席9番の委員	はい。
議長	他にございませんか。
各委員	なし。
議長	「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。

各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第2号は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、3件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、今回の申請件数は、3件でございます。</p> <p>議案の5、6ページをお願いいたします。</p> <p>(1)の申請受付日は令和4年12月19日でございます。</p> <p>申請地は堀之内で、地目は畑、面積は584平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、建売分譲住宅5棟を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして7、8ページをお願いします。</p> <p>(2)の申請受付日は、令和4年12月20日でございます。</p> <p>申請地は柏井町で、地目は田、面積は793平方メートル、外1筆で、合計面積は923平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、特定建築条件付売買予定地5区画を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>続きまして9、10ページをお願いします。</p> <p>(3)の申請受付日は、令和4年12月20日でございます。</p>

<p>議 長</p>	<p>申請地は国分で、地目は畑、面積は750平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては、建売分譲住宅4棟を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議席3番の委員</p>	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議長</p>
<p>議席3番の委員</p>	<p>はい、議席3番の委員。</p>
<p>議席3番の委員</p>	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、      現地調査は、令和4年12月27日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>(1)の申請地は、北総線北国分駅の南側おおむね500メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、農用地区域外に位置し市街地化が見込まれる区域のうち、鉄道駅から1キロメートル以内にある第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、周りに農地はありません。また、埋め立てはありません。</p> <p>雨水は宅地内の浸透施設を経由し、前面道路側溝に接続し、排水します。汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、前面道路側溝に接続し、排水します。</p> <p>申請地につきましては、建売分譲住宅5棟を建築する予定です。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>(2)の申請地は、柏井公民館の西側おおむね300メートルに位置し、</p>

<p>議 長</p>	<p>現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、農用地区域内にある農地以外の農地であって、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが各宅地の外周部にコンクリートブロックを設置し、土砂の流出を防止します。</p> <p>雨水については宅内浸透施設を経由し前面道路側溝に放流します。汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、前面道路側溝に放流します。</p> <p>埋め立てについては、市川市残土条例に係る規模の盛り土を予定しており、市担当課との協議を行っております。</p> <p>申請地につきましては、特定建築条件付売買予定地5区画として専用住宅を建築する予定です。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>(3)の申請地は、中国分小学校の東側おおむね250メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、農用地区域外に位置し市街地化が見込まれる区域のうち、鉄道駅から1キロメートル以内にある第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、ブロック塀を新設し、土砂流出防止を行います。また、埋め立てはありません。</p> <p>雨水については宅地内に一時貯留し、前面道路側溝に放流します。汚水・雑排水は宅地内に合併浄化槽を設置し、前面道路側溝に放流します。</p> <p>申請地につきましては、建売分譲住宅4棟を建築する予定です。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断します。</p> <p>以上でございます。</p> <p>第2班から調査報告をしていただきました。</p>
------------	---

	<p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(1) の譲受人は、東京都杉並区に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。</p> <p>申請地は住宅が立ち並んでいることや鉄道駅から500メートル以内で利便性が良いことから住環境に適していると考え、申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、周りに農地はございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和5年2月6日に着工し、完了は令和5年8月31日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われま。</p> <p>続きまして、(2) の譲受人は、稲荷木に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。</p> <p>申請地は50戸連たんの条件を満たしており、JR市川大野駅やJR船橋法典駅に近く住環境に適していると考え申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p>

<p>議 長</p>	<p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は令和5年12月1日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>続きまして、(3)の譲受人は、群馬県高崎市に本店を置き、主に不動産業を営む法人です。</p> <p>申請地は閑静な集落に位置しており、また、周辺農地への影響も少ないと考え、住環境に適していることから申請に至ったとのこととす。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金により賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>一方、信用についてでございますが、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告通り、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、許可有次第に着工し、完了は令和5年12月22日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
------------	---

議席9番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席9番の委員。
議席9番の委員	(1)の申請についてですが、申請地の隣接地が雑種地として残っている状況を申請とは関係ないと思いますが分かったら教えていただけますか。
議 長	事務局。
事 務 局	申請地と隣接する雑種地を一体として開発を行い、建売分譲住宅を建築することとなっております。
議 長	よろしいですか。
議席9番の委員	はい。
議 長	他にございませんか。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(1)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第3号(1)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。



	<p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(2)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(2)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
	<p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(3)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号(3)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
事 務 局 長	<p>次に、議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」、1件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p> <p>はい、議長。</p>
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	<p>議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」ご説明いたします。</p> <p>今回の申請は1件でございます。</p>

	<p>議案の11、12ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和4年12月16日でございます。</p> <p>申請地は、大町で、地目は畑、面積は25平方メートルです。</p> <p>区域区分は、農業振興地域ですが農用地ではありません。</p> <p>今回、地目が農地であることから、宅地に変更するため申請がなされたものでございます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第2班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席4番の委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、議席4番の委員。</p>
議席4番の委員	<p>議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」</p> <p>現地調査は、令和4年12月27日に農地調査班第2班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、市川市動植物園の南西側、約300メートルに位置しております。</p> <p>申請地は隣接地にある農家住宅の庭として使用されており、平成7年10月頃において申請地の上にブロック塀を作り、現在にまで至ったものです。</p> <p>今回、申請者は、地目を「畑」から「宅地」に変更したいと考え、申請に至ったとのことでございます。</p> <p>以上のことから、現地調査班としましては、現況は非農地として認められることから、証明相当と思われま。</p> <p>報告は、以上です。</p>
議長	<p>第2班から調査報告をしていただきました。</p>

	<p>続きまして、農地法の規定に基づく許可を要しないことの審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	はい、議長。
議長	事務局。
事務局	<p>それではご説明させていただきます。</p> <p>申請地につきましては、農地法所定の許可を得ないまま20年以上経過していることを、航空写真により確認しました。</p> <p>また、この間、農地法第51条の規定による違反転用に対する処分を受けておりません。</p> <p>なお、申請地については、令和4年12月13日に、千葉県東葛飾農業事務所の担当者による現地調査を行い、調査班のご報告どおりの確認がなされております。</p> <p>以上でございます。</p>
議長	事務局からの説明がおわりました。それでは、これより質疑に入ります。ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各委員	なし。
議長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第4号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願について」、証明相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	異議なし。
議長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第4号は、全会一致により証明相当という意見を付して、県</p>

	<p>知事に送付することと、決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、2件ございます。事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事務局 長	<p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、ご説明いたします。</p> <p>議案書の13、14ページをお願いいたします。</p> <p>令和4年12月19日付けで、生産緑地法第10条の規定に基づき市川市長に買取り申出をするために必要となる「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が2件提出されたものでございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第4班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席7番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席7番の委員。
議席7番の委員	<p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」調査報告をいたします。</p> <p>現地調査は、令和4年12月26日に第4班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>初めに(1)ですが、申請地は、市川市立第三中学校の北側に位置した樹園地1筆、面積2,085平方メートルで、主に申出人の父が農業に従事し</p>

	<p>ていましたが、令和4年8月に死亡し、今後、農業経営を維持することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>死亡した者の農業従事日数は、年間300日です。農家基本台帳で確認いたしました。</p> <p>このことから、死亡した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。</p> <p>つぎに(2)ですが、申請地は、市川市立第三中学校の北側に位置した樹園地2筆、面積655平方メートルで、主に申出人が農業に従事していましたが、身体の故障により農業に従事することが困難になったため、今後、農業経営を維持することが困難になったことから、今回の申請に至ったとのことでございます。</p> <p>故障した者の農業従事日数は、年間250日で、農家基本台帳で確認いたしました。</p> <p>このことから、故障した者を「生産緑地に係る農業の主たる従事者」として証明するのが相当と判断いたします。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>第4班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。
議 長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、(1)について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。

各 委 員	<p>よって、議案第5号（1）は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>続きまして、お諮りいたします。</p> <p>議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、（2）について、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第5号（2）は、全会一致により証明することと、決定いたします。</p> <p>以上で議案の審議は、終了いたしました。</p> <p>次に、報告第1号「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、2件ございます。</p>
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第1号</p> <p>「農地法第3条の3の規定による農地権利取得の届出について」、報告いたします。</p> <p>議案の15ページをお願いいたします。</p> <p>1番は、平成25年5月16日付けで相続が発生し、相続人からは、令和4年12月26日に権利取得の届出がありました。</p> <p>2番は、令和4年1月22日付けで相続が発生し、相続人からは、令和4年12月26日に権利取得の届出がありました。</p> <p>なお、2件とも、農業委員会によるあっせん等の希望はありませんでした。</p>

<p>議 長</p>	<p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」(事務局長専決分)、39件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>報告第2号</p> <p>「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について」、事務局長において専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案の17ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和4年12月1日から12月26日までに届出がされたものであり、農地法第4条の届出は、21件、29筆、6,500.22平方メートル、第5条の届出は、18件、20筆、11,790.62平方メートルで、第4条と第5条の合計は、39件、49筆、転用面積は、18,290.84平方メートルとなります。</p> <p>なお、詳細につきましては18ページから25ページまでの記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「農地所有適格法人の報告について」1件でございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>

議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>報告第3号</p> <p>「農地所有適格法人の報告について」、ご報告いたします。</p> <p>議案の27ページをお願いいたします。</p> <p>農地所有適格法人の報告については、農地法第6条第1項の規定に基づき、毎年、事業の実施状況等を農業委員会に報告しなければならないとされており、また、同法施行規則第58条第1項において、この報告は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に、農業委員会に所定の事項を記載した報告書を提出しなければならないとされております。</p> <p>そこで、令和4年12月12日に当該法人から報告書が提出されたことから、農地法第2条第3項に掲げる農地所有適格法人の要件を満たしているか確認をしました。</p> <p>事業年度は、令和3年10月1日から令和4年9月30日で、当該法人は、松戸市に主たる事務所を構え、法人形態は株式会社、事業の種類はネギ苗等の生産です。</p> <p>報告書を精査した結果、売上高、構成員、業務執行役員等、前年同様に要件を満たしていることを確認いたしました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「地目変更登記に係る回答について」1件でございます。事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	報告第4号



	<p>「地目変更登記に係る回答について」、ご報告いたします。</p> <p>議案の29ページをお願いいたします。</p> <p>令和4年12月21日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は東大和田、面積は544平方メートルで市街化区域に位置しており、登記簿の地目を「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されたことから、今回の照会がなされました。</p> <p>本件に係る申請状況は、平成25年3月21日に農地法第5条に基づいて「駐車場」を目的に転用許可等がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和4年12月27日に農地調査班第2班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「駐車場」と記載した上で回答しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」6件ございます。</p> <p>事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>報告第5号</p> <p>「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、報告いたします。</p> <p>議案の31、32ページをお願いいたします。</p>

	<p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、納税猶予の継続届出書を税務署に提出するに際し、農業委員会による「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の添付が必要となっているため、証明願が提出されました。</p> <p>令和4年11月29日から12月22日までに申請のあった6件について現地調査を行い、申請内容に相違がなかったため証明書を発行しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p>
	<p>次に、報告第6号「農地の所有状況調査集計について」事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、事務局次長。</p>
事務局次長	<p>報告第6号</p> <p>「農地の所有状況調査集計について」、ご報告いたします。</p> <p>議案の33ページをお願いいたします。</p> <p>農業委員会では、毎年8月1日現在で市川市に住所を有しており、現況農地を10アール以上所有または耕作している農家の世帯及び農地の状況調査を行い、農地基本台帳に登載される調査内容をもとに、農業委員会が発行する証明や農業諸施策の基礎資料に活用しております。</p> <p>続きまして、議案の35ページをお願いいたします。</p> <p>令和4年8月1日現在の調査集計の概要につきましては、農家戸数は672戸、前年に比べ15戸の減となっております。</p> <p>また、(中段の表)自作地面積では、67,945平方メートルの減、貸付地面積では、4,442平方メートルの増となっており、前年と比較して、(下段の表)63,503平方メートルの減となっております。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>

	<p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和4年度第10回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
--	---